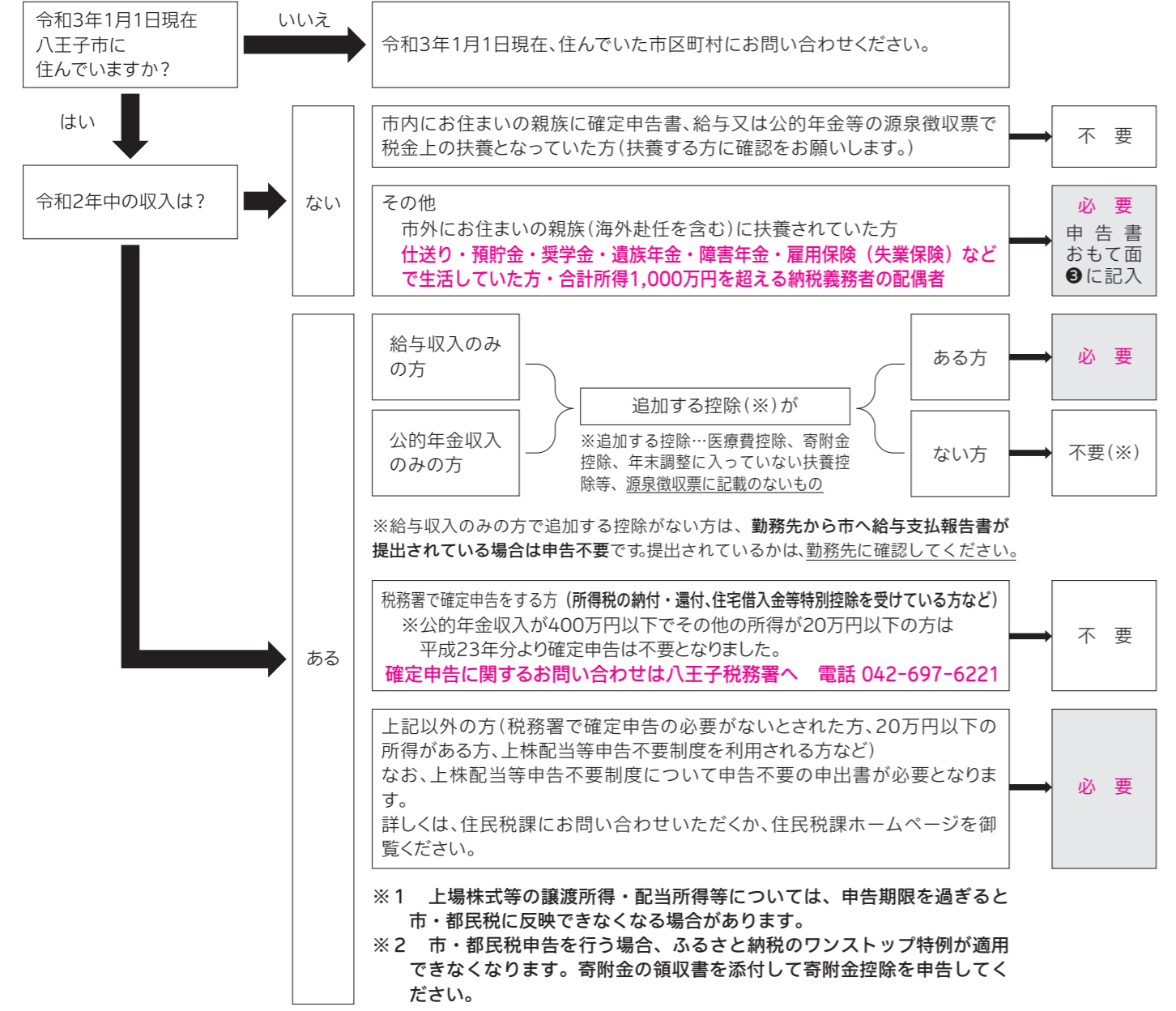

 * **☎ 八王子市 令和3年度(令和2年分) 市民税・都民税 申告の手引き** *

提出された申告書は、あなたの市民税・都民税を算出する資料となるほか、課税(非課税)証明書の交付、国民健康保険税の算出や国民年金保険料の審査などの資料となります。下の図を参考にして、**申告期限(3月15日)**までにご申告ください。
 また、下記アドレスより申告書の作成ができます。ただし電子での申告はできません。印刷して郵送での申告をお願いします。(FAX不可)

住民税試算システム：https://cloud-service.sunnet.co.jp/jcloud_hachioji/

市民税・都民税の申告が必要な方の目安(一般的な例です。該当しない場合もあります。)



送付先 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
 八王子市税務部住民税課
 電話 042-620-7219(直通) FAX 042-620-7493
 ホームページ <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

○市民税・都民税申告書の書き方は、下面およびうら面にあります。(この申告書の手引きは、令和2年12月末日現在の地方税法に基づいて作成しています。)

申告の方法
 ※申告会場は大変混雑します。三密を避けるためにも、郵送での申告をお願いします。

- ・郵送で申告をされる際は、申告書に必要事項を記入し、必要書類を同封のうえ郵送してください。(同封している封筒に切手を貼ってご利用ください。書留等の送付も可。)
- ・郵送される方で申告受付書や申告書の写し等の返送が必要な方は、その旨を申告書の「③その他(収入・所得のなかった方)」の「へ.その他」欄に記入し、返送先の住所・氏名を記入した返信用封筒に切手を貼って同封してください。

市民税・都民税申告書の提出に必要なもの
 御提出の前に必ず御確認ください。

いずれもコピーの提出で構いません。郵送で申告される場合は、封筒に同封してください。

- 本人が申告する場合…下記の本人確認書類(個人番号確認書類及び身元確認書類各1点)
- 代理で申告する場合…委任状等による代理権の確認書類、代理人の身元確認書類

本人確認書類等

個人番号確認	個人番号カード(裏面)、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等
身元確認	個人番号カード(表面)、運転免許証等、障害者手帳、旅券、写真付き身分証明書…1点提示
	公的医療保険の被保険者証、源泉徴収票、住民票(写)等…1点提示(代理人は2点提示)

- 給与・年金収入のある方 — 令和2年分源泉徴収票等
 ※年金の改定通知書や振込通知書は使えません。

- 【各種控除に該当する場合】
- 障害者控除 — 障害者手帳・愛の手帳・証明書
 - 医療費控除 — 令和2年中に支払った医療費の明細書
 - 生命保険料控除 — 生命保険料控除証明書(生命保険会社等が発行したもの)
 (源泉徴収票に控除額の記載がある場合は、証明書を添付する必要はありません)
 - 地震・旧長期損害保険料控除 — 地震・旧長期損害保険料控除証明書
 (源泉徴収票に控除額の記載がある場合は、証明書を添付する必要はありません)
 - 勤労学生控除 — 学生証
 (源泉徴収票に控除額の記載がある場合は、証明書を添付する必要はありません)
 - 社会保険料控除 — 国民年金保険料控除証明書等
 (源泉徴収票に控除額の記載がある場合は、証明書を添付する必要はありません)

証明書類が必要な所得控除で証明書類が添付されていない場合は、その所得控除の適用が受けられません。今回の申告に間に合わない場合、再発行等により書類がそろいましたら、その所得控除の追加の申告をしてください。
 扶養親族がいる方は、その扶養親族の氏名等を必ず記入してください。(別居の場合は、必ず住所も記入してください)

税務署に確定申告をする方 詳しくは、八王子税務署(明神町4丁目21番3号)へお尋ねください。(TEL042-697-6221)

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書作成・提出会場は下記のとおりです。
 ・相談が必要な場合→確定申告書作成会場は、「八王子税務署」に2月1日から3月15日まで(2月21日(日)、2月28日(日)以外の土、日、祝日を除く。)開設されます。また、確定申告書作成会場以外に、税理士による無料申告相談を実施していますのでご利用ください。(別紙、令和3年度八王子市「市民税・都民税申告受付」日程表をご覧ください。)

※ 期限後に確定申告すると通常の納税通知書の発送に間に合いませんので、必ず申告期限(3月15日)をお守りください。

申告書の書き方 (うら)

6 営業等、農業、不動産所得の収支内訳記入

所得の種類に応じて、該当する欄に収入と経費等の内訳を記入してください。なお、必要経費で減価償却費がある方は、減価償却費の計算欄にも明細を記入してください。

◎必要経費の具体例◎

給料・賃金	給料・賃金・退職金・食費や衣服などの現物支給
地代・家賃	店舗・工場・倉庫等の地代や家賃など
水道光熱費	水道料・電気料・ガス代や灯油などの購入費
旅費交通費	電車賃・バス代・タクシー代・宿泊代など

7 寄附金税額控除

令和2年中に次のような団体等に総額2,000円以上の寄附があった場合に控除できます。

この控除の申告には、必ず寄附金の領収書等を添付してください。

◇道府県・市町村・特別区 (ふるさと納税)
◇東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部 (政令で定めるもの)
◇東京都条例、八王子市条例で指定された団体
◇東日本大震災等にかかる義援金や法令等で定めるもの

10 八王子市内に事業所等・家屋敷を有する方で、市外に住所を有する方

以下のイ、ロに該当される方は、申告書うら面の⑩に記入してください。

イ. 事務所 (事業所) のある方…住所が八王子市外で、八王子市内に事務所・事業所・お店等がある方。
ロ. 家屋敷のある方…住所が八王子市外で、八王子市内に家屋敷 (借家・マンション・社宅等を含む) がある方、家族が八王子市内に住んでいる方。

市民税・都民税が非課税になる方

下記のイからハまでにあてはまる方の市民税・都民税は非課税です。

- イ. 令和3年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方。
- ロ. 令和3年1月1日現在、未成年者又は障害者・寡婦・ひとり親控除に該当する方で、令和2年中の合計所得金額が135万円以下の方。
- ハ. 令和2年中の合計所得金額が、右表の金額以下の方。
(扶養人数=同一生計配偶者〔控除対象配偶者〕+控除対象扶養親族+16歳未満扶養親族)

*扶養人数が7人以上の場合は、以下の式により計算してください。
35万円×(本人+同一生計配偶者〔控除対象配偶者〕+扶養親族の数)+31万円

扶養人数	合計所得金額
0	45万円
1	101万円
2	136万円
3	171万円
4	206万円
5	241万円
6	276万円

8 事業専従者

事業主である申告者 (青色申告者を除く) と生計を一にする配偶者や前年12月31日時点で15歳以上の親族で、その従事した期間が1年を通じ6ヶ月を超える方に給料を支払った場合、それを必要経費とすることができます。(ただし、控除対象配偶者等及び扶養親族は除きます。) 事業専従者控除の限度額は、配偶者の場合は86万円、その他の場合は50万円です。なお、事業専従者のいる方は⑧事業専従者欄に記入してください。

9 配当割額又は株式等譲渡所得割額

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を申告する場合は、市民税・都民税申告書のうら面⑨欄に、明細書等に記載のある地方税 (住民税) の源泉徴収金額の合計金額を記入してください。

※1 申告の際は、年間取引報告書等の添付または提示が必要です。

※2 分離課税所得のある方は、別途、分離課税等用の申告書をあわせて提出してください。分離課税等用の申告書については、ホームページからダウンロードしていただくか、住民税課にお問い合わせください。

うら 令和2年 1 月 1 日 ~ 令和2年 12 月 31 日

営業等所得	収入金額		必要経費		所得金額		
	項目	金額(円)	項目	金額(円)	項目	金額(円)	
売上原価	売上(収入)金額	1,200,000	給料・賃金		必要経費		
	雑収入		地代・家賃			減価償却費	
	収入計④	1,200,000	水道光熱費			専従者控除(給与)	
	期首棚卸高①		旅費・交通費	100,000		必要経費計⑥	400,000
	仕入金額②		通信費	120,000		小計(⑤+⑥)⑧	400,000
	小計(①+②)③		損害保険料			所得金額⑨-⑧	800,000
期末棚卸高④		修繕費					
差引原価(③-④)⑤		消耗	180,000				

農業所得	収入金額		必要経費		所得金額		
	項目	金額(円)	項目	金額(円)	項目	金額(円)	
収入金額	収入金額①		雇人費		必要経費		
	家事等消費金額②		小作料・賃借料			減価償却費	
	雑収入③		貸倒金			専従者控除(給与)	
	小計(①+②+③)④					必要経費計⑥	
	農産物の期首⑤						
	棚卸高期末⑥						
収入計(④-⑤+⑥)⑦					所得金額⑨-⑧		

営業等、農業、不動産所得がある場合の収支内訳欄

不動産所得	収入金額		必要経費		所得金額		
	項目	金額(円)	項目	金額(円)	項目	金額(円)	
収入金額	賃貸料(地代)		給料・賃金		必要経費		
	賃貸料(家賃)		地代・家賃			減価償却費	
	礼金・権利金		借入金利子			専従者控除(給与)	
	更新料		租税公課			必要経費計⑥	
			損害保険料				
	収入計④		修繕費			所得金額⑨-⑧	

減価償却費の計算	減価償却資産の名称等	面積又は数量	取得年月	取得価額	償却基礎金額④	償却方法	耐用年数	償却率⑥	償却期間⑦	事業専用割合⑩	令和2年分の必要経費
				年 月	円	円	定額法・旧定額法	年	%	12 月	%

※平成19年4月1日以降に取得した償却資産は定額法(残存価額なし)によります。

事業所別	期間	事業所(雇用主)名	電話番号	金額	月別			
					1	4	7	10
事業所別	月~月			円				
	月~月			円				
	月~月			円				
賞与等					合計			

※事業所別欄の記載がないときは、事業所からの給与支払報告と合算される場合があります。

総合譲渡	収入金額④		必要経費⑥		差引金額④-⑥		特別控除額⑦		所得金額⑨-⑧-⑦		所得金額合計	
	短期	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
長期	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
一時	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

7 寄附金税額控除
おもて面の所定の欄に、領収書等を添付してください。

寄附先	寄附金額
	円

8 事業専従者

氏名	続柄	氏名	続柄
個人番号		個人番号	
住所		住所	
生年月日	従事月数	生年月日	従事月数
専従者控除(給与)額	円	専従者控除(給与)額	円

9 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除
おもて面の所定の欄に、年間取引報告書等を添付してください。分離課税所得がある場合、分離課税等用の申告書をあわせて提出してください。

配当割額控除	円
株式等譲渡所得割額控除	円

10 事業税
※すでにご申告の方は不要です。

非課税所得など	不動産所得(損益通算特例前)	事業用資産の譲渡損失など	前年中(開・廃)業日
円	円	種類 損失額(百)	円 月 日

11 八王子市内に事務所等や家屋敷を有する個人で八王子市に住所を有しない方は、均等割の課税の対象となる場合があります。均等割額=3,500(市民税)+1,500(都民税)=5,000(円)

事務所又は事業所を有する方

事務所等所在地: 八王子市	名称:
家屋敷を有する方	勤務先名称:
家屋敷所在地: 八王子市	
勤務先所在地:	

UD FONT 八王子市税務部住民税課 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号 電話 042-620-7219 (直通)